

# 広域水道事業及びその事業体 に関する基本的事項のとりまとめ

平成 26 年 10 月

香川県広域水道事業体検討協議会

# 1 業務運営

## (1) 総務・経理・営業関係業務の基本方針

- 広域水道事業の運営母体の組織形態は企業団とし、その本部を高松市内に置く。
- 総務、人事、経理など企業団の管理運営業務や広報関係業務は、本部において集中管理を行い、業務の効率化を図る。
- 各市町に企業団の出張所を置いて企業団の管理運営業務等を分掌し、一定期間経過後、県下5ブロック（西讃、中讃、高松、東讃、小豆）に置くブロック統括センターに統合する。
- お客様センターの窓口を出張所（後にブロック統括センター）に設置し、顧客サービス水準の向上を図る。
- 各市町等ごとに異なっている各種電算システムは、早期に統一するものとし、特に料金システム及び財務会計システムは、企業団による水道事業開始時点から運用できるよう、最優先で整備する。

## (2) 運転・管理関係業務の基本方針

- 効率的な取水と香川用水の取水制限時などにおける安定的な給水を確保するため、香川用水と県内の自己水源の一元的な管理を行う。
- 管路の維持管理や漏水修繕、給水施設の審査および検査等の業務を5つのブロック統括センターに集約し、迅速かつ適正な対応ができるよう業務の効率化を図る。
- 浄水場の統廃合にあわせて、基幹浄水場を中心に集中監視し、業務の効率化・省力化を行い、運転管理の監視レベルの向上を図る。
- 水質事故に対し迅速に対応するため、水質管理センターを2箇所（川添浄水場内・県営綾川浄水場内）に分散して設置することにより、水道水の安全性を確保する。

### (3) 危機管理業務の基本方針

- 実運用に適した危機管理マニュアルを作成し、それに基づいた災害時の応急給水・復旧等の訓練の実施や関係機関との連携協力体制を整備する。
- 施設の耐震化  
基幹的な施設及び管路、重要施設への管路を優先的に着手するなど、重要性・緊急性に応じた耐震化を進める。
- 渇水対策  
香川用水と県内水源の一元的な管理に加え、浄水場間の連絡管によるバックアップ体制の強化や予備水源の活用などにより、県民生活や経済活動への影響を最小限に留める。
- 水質事故対策  
複数水源の利用、緊急時対応できる貯留施設の確保、対応マニュアルの整備や訓練の実施など、水質管理の体制を整える。
- テロ対策  
毒物投入対策である魚類監視装置や、不審者侵入対策である人感センサー及び監視カメラの導入を図る。
- B C Pなどの事前の応急対策  
大規模な被災によって、ヒト、モノ、他のライフラインなどの資源が確保困難に陥る状況下で、非常時優先業務を継続・再開・開始するため、事業継続計画（B C P）を策定する。
- 資機材等確保対策  
大規模地震などによる広域的な災害を想定し、通信手段、燃料・復旧用資機材・浄水薬品などをあらかじめ確保して備えておく。

### (4) 民間委託の推進の基本方針

- 広範囲な業務の一部を民間に委託することによって人的資源を経営、施設運営などに集中配置し、より効率的・効果的に水道事業を継続させる。
- 浄水場に関しては、集中監視システムの導入、ブロック統括センターの運営体制等と関連があり、委託の範囲等について慎重を期して計画的に進めていく。

## 2 組織体制・職員

### (1) 組織体制に関する基本方針

- 企業団の意思決定機関として、企業団議会を置く。
- 執行機関として企業団の管理者である企業長を置き、補助職員として副企業長及びその他の職員を置く。
- 監査委員を置き、その定数を2人とする。
- 企業団の管理運営に関し、規約変更や予算・決算等の重要事項を協議するため、企業団を構成する地方公共団体の長で構成する運営協議会を設置する。

### (2) 職員に関する基本方針

- 企業団の設立後、当分の間は構成団体から職員を派遣することにより対応し、その間は構成団体と人事交流があるものとする。その後、一定期間を置いて、企業団への身分移管、企業団による新規採用を検討していく。
- 企業団の設立当初は、現行職員数と同程度の職員数を確保し、順次、組織の改編に合わせて業務の効率化を図りながら、適正な規模を目指していく。

#### ～企業団組織のイメージ～

##### 【企業団設立直後】(H28.4)

- ・ 企業団本部（広域水道施設整備部門、水源一元管理部門を置く。）を設置
- ・ 統合前の各事業体の水道部局課は、出張所として、本部の各課の事務を分掌
- ・ 浄水場運転管理業務及び検針業務の民間業務委託拡大

##### 【企業団設立2年後】(H30.4)

- ・ ブロック統括センターを設置（ブロック内の業務を集約）
- ・ 各種電算システム統合、順次運用開始
- ・ 料金のコンビニ収納の導入

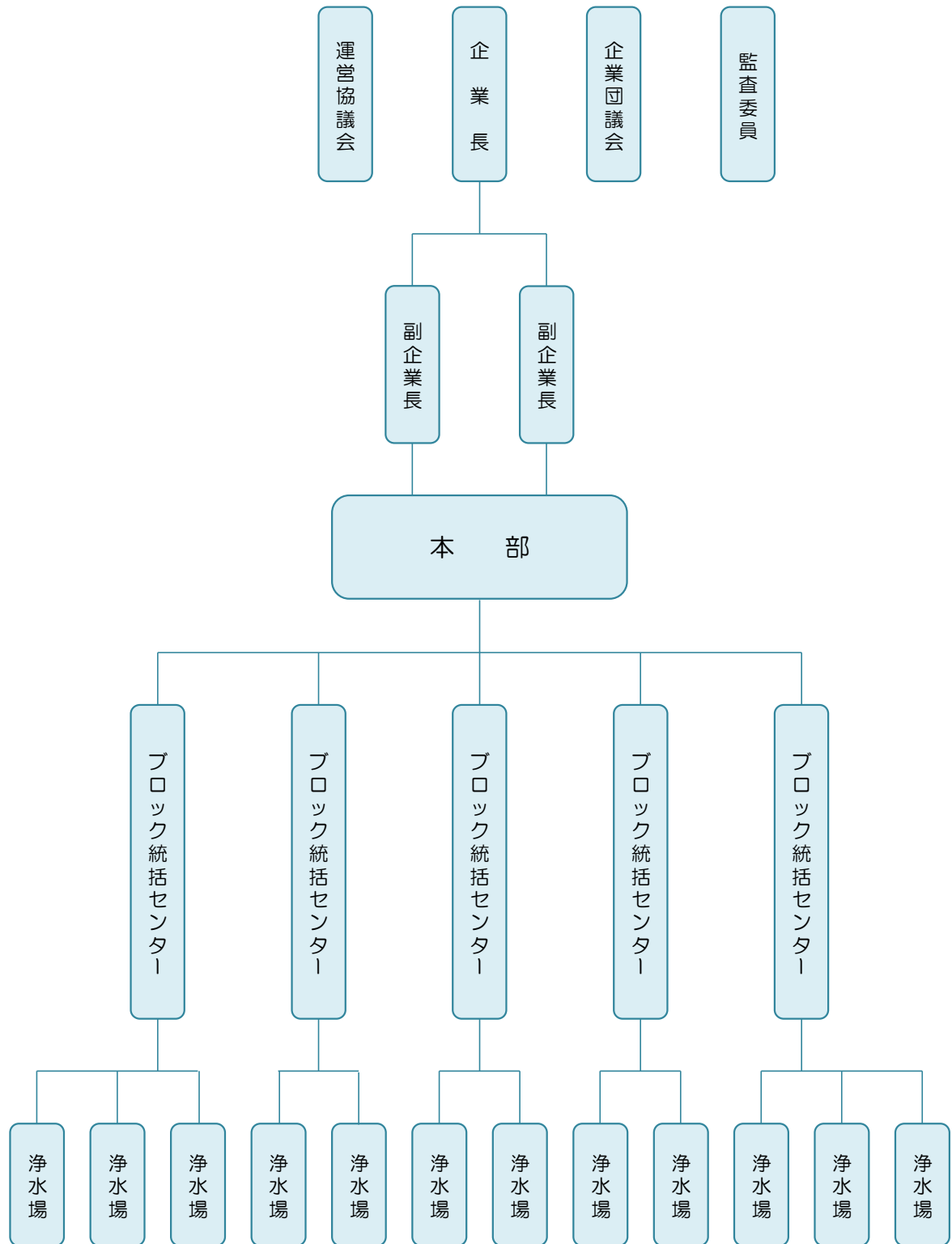
##### 【企業団設立10年後】(H38.4)

- ・ 広域水道施設整備部門の廃止
- ・ 浄水場の一部休止（一部ポンプ場として運転）

##### 【企業団設立15年後】(H43.4)

- ・ 高松ブロック統括センターと東讃ブロック統括センターを統合
- ・ 浄水場の一部休止（一部ポンプ場として運転）

【企業団組織体制のイメージ】



※ブロック統括センターを設置した時点の組織体制のイメージ

【職員数推移】

(単位:人)

年度	所属別	管理職員	正規職員		小計	嘱託職員等	計
			事務	技術			
H26	事業管理者等	15			15		15
	総務系職員	27	127	1	155	26	181
	業務系職員	15	39	106	160	31	191
	浄水・水質管理職員	8	11	100	119	56	175
	合計	65	177	207	449	113	562
H28 (企業団 設立時)	事業管理者等	3 (-12)			3 (-12)		3 (-12)
	総務系職員	25 (-2)	127	1	153 (-2)	18 (-8)	171 (-10)
	業務系職員	14 (-1)	39	116 (10)	169 (9)	31	200 (9)
	浄水・水質管理職員	8	11	100	119	56	175
	合計	50 (-15)	177	217 (10)	444 (-5)	105 (-8)	549 (-13)
H30 (設立 2年後)	事業管理者等	3			3		3
	総務系職員	19 (-6)	107 (-20)	1	127 (-26)	18	145 (-26)
	業務系職員	10 (-4)	39	116	165 (-4)	31	196 (-4)
	浄水・水質管理職員	8	11	100	119	56	175
	合計	40 (-10)	157 (-20)	217	414 (-30)	105	519 (-30)
H38 (設立 10年後)	事業管理者等	3 [-12]			3 [-12]		3 [-12]
	総務系職員	19 [-8]	95 (-12) [-32]	1	115 (-12) [-40]	18 [-8]	133 (-12) [-48]
	業務系職員	10 [-5]	39	116 [10]	165 [5]	31	196 [5]
	浄水・水質管理職員	5 (-3) [-3]	6 (-5) [-5]	90 (-10) [-10]	101 (-18) [-18]	25 (-31) [-31]	126 (-49) [-49]
	合計	37 (-3) [-28]	140 (-17) [-37]	207 (-10) [0]	384 (-30) [-65]	74 (-31) [-39]	458 (-61) [-104]

企業長1名+副企業長2名 ⇒△12名  
 総務系課長 △2名  
 業務系課長 △1名  
 (県・丸亀・坂出分を減。7市8町の課長は基本的に各市町の出張所に残る。)  
 水道施設整備担当 +10名(広域水道施設整備部門として)  
 宇多津の嘱託(検針)を委託⇒△8名  
 浄水場のシルバー・個人を委託  
 水質検査は県・高松に集約(減なし)

出張所から統括センターに ⇒課長分△10名  
 総務・企画・広報担当 △8名  
 (県・高松以外の18名を、統括センターに2名ずつ残す)  
 財産・契約担当 △4名  
 (県・高松以外の8名を半減)  
 料金担当 △4名、お客様受付担当 △4名  
 (高松ブロック統括センター以外で1名ずつ減)

区分経理終了 ⇒経理△12名  
 浄水場休止・集中監視 ⇒管理職・正規△18名、嘱託等△31名  
 (浄水場休止を一斉に行うものではないが、便宜上一括して減員)  
 (休止:全て減、集中監視:施設整備担当は減なし)

\* 退職者数を新規採用又は再任用でカバーしたものと仮定  
 \* 黄色:上欄年度と比較し、人数に増減がある箇所  
 \* H38年度は、H26年度と比較した増減数を【 】で併記

### 3 施設整備

#### (1) 広域水道施設整備の基本方針

- 運営の効率化を図るとともに、水源の一元管理、円滑な水融通を行うため、各水道事業体ごとに整備している浄水場や水源施設などについて、広域的な観点から再編整備する。
- 原水水質が良好な香川用水を、基本的に全量活用する。
- 処理能力の大きい浄水場を継続して運用することとし、維持管理や更新費等の面で不利になり易い小規模な浄水場は運用を停止する。
- 浄水場の再編に伴い、水源の整理を行う。

#### 【計画概要】

##### ① 香川用水供給区域

浄水場数：47→21

水源量		需要量	
香川用水	309,100 m <sup>3</sup> /日		
自己水源	155,017 m <sup>3</sup> /日		
合計	464,117 m <sup>3</sup> /日	>	355,501 m <sup>3</sup> /日
<b>余裕率：30.55%</b>			
<small>注) 水源量：認可水量の合計量（供給量ベース） 需要量：一日最大給水量（H38年度）</small>			

##### ② 島しょ部

浄水場数：8→5

水源量		需要量	
原水受水	8,918 m <sup>3</sup> /日		
自己水源	11,078 m <sup>3</sup> /日		
合計	19,996 m <sup>3</sup> /日	>	15,212 m <sup>3</sup> /日
<b>余裕率：31.45%</b>			
<small>注) 水源量：認可水量の合計量（供給量ベース） 需要量：一日最大給水量（H38年度）</small>			

(渇水時)

- ・需要量は、1日平均給水量（平成38年度）に5%の余裕を見込んだ水量とする。
- ・渇水時における香川用水取水量の最小値は、給水量ベースで150,000 m<sup>3</sup>/日とし、不足水量は自己水源による。

① 香川用水供給区域

浄水場数：47→21

水源量			需要量	
香川用水	150,000 m <sup>3</sup> /日			
自己水源	165,093 m <sup>3</sup> /日			
合計	315,093 m <sup>3</sup> /日	>	314,792 m <sup>3</sup> /日	

余裕率：0.10%

注) 水源量：取水実績の合計量（H25.8.1～H25.8.31）

② 島しょ部

( 前頁に同じ )

【広域水道施設整備費】

	(百万円)
施設・管路	17,510
集中監視設備	8,000
合計	25,510



浄水場統廃合のイメージ 縮尺:1/200,000



再編後	
浄水場名	計画量 (単位: m <sup>3</sup> /日)
東部浄水場 (県水)	102,100
御殿浄水場 (高松市)	24,964
浅野浄水場 "	37,261
後川浄水場 "	758
一ツ内浄水場 "	305
門入浄水場 (さぬき市)	9,099
川股浄水場 (東かがわ市)	5,548
綾南浄水場 (綾川町)	5,917
綾川浄水場 (県水)	76,100
鴨川浄水場 (坂出市)	25,889
中部浄水場 (県水)	27,100
丸亀市浄水場 (丸亀市)	30,512
清水浄水場 "	4,623
普通寺市浄水場 (普通寺市)	13,869
平洲浄水場 (多度津町)	7,781
高屋原浄水場 (まんのう町)	4,068
西部浄水場 (県水)	43,800
茂木浄水場 (観音寺市)	13,065
田野々浄水場 "	65
豊中浄水場 (三豊市)	7,789
大道浄水場 "	4,161
肥土山浄水場 (土庄町)	8,321
馬越浄水場 "	1,110
琴塚浄水場 "	3,698
大部浄水場 "	925
内海浄水場 (小豆島町)	7,200
合計	466,028

浄水場数 55→26  
 ※簡易水道の浄水場は含まず

凡 例	
---	行政区域
---	香川用水(共用区間)
---	香川用水(農業専用区間)
■	(県営水道) 浄水場
●	(県営水道) 調整池
▲	(県営水道) ポンプ場
---	(県営水道) 送水管
---	(県営水道) 導水管
---	(県営水道・事業者) 共同管
●	(事業者) 県営水道受水点
■	(事業者) 浄水場, 水源地
●	新設施設
---	新設管路
---	布設予定管路(一部布設済)

この地図は、地理院地図の標準地図を一部加工して使用したものである。



## (2) 経年施設の更新整備の基本方針

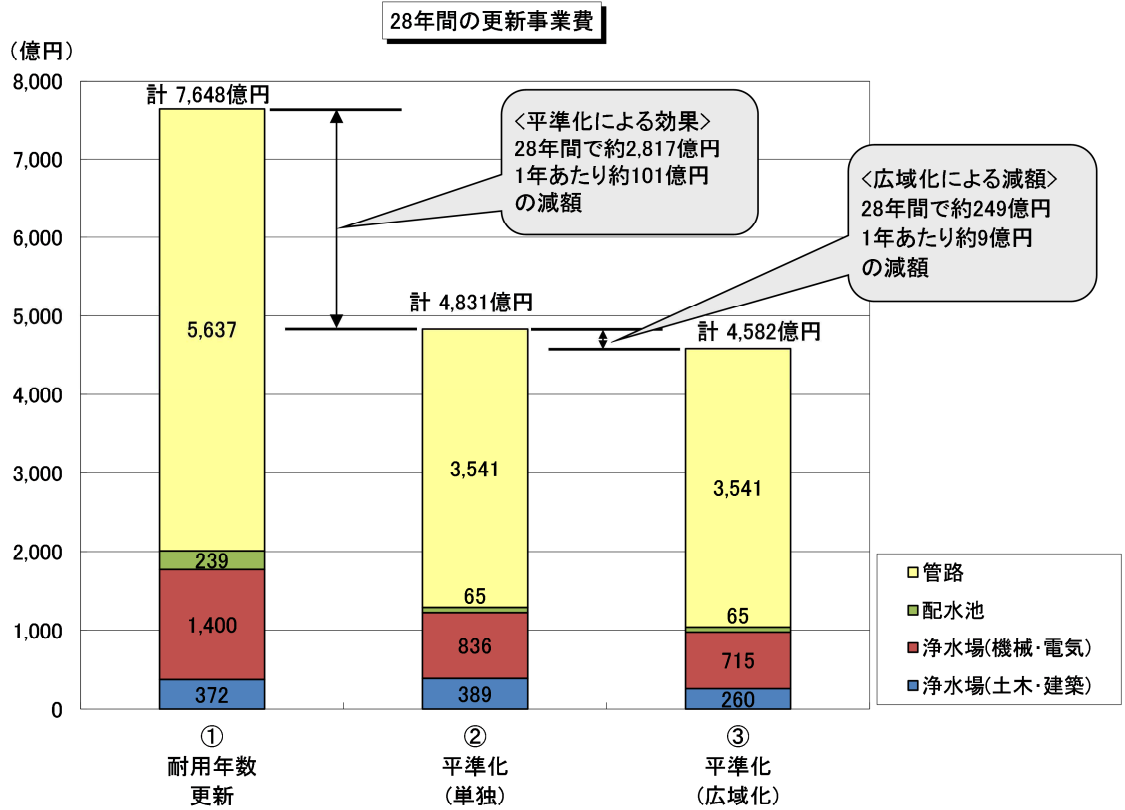
- 更新需要のピーク時期やその規模を踏まえつつ、施設区分ごとに重要度や優先度を勘案した更新基準を設定し、更新需要の平準化を行う。
- 小規模浄水場を停止し、比較的規模の大きな浄水場の機能を効率的に活用することにより、更新需要を抑制する。

### 【更新基準】

		①耐用年数更新	②平準化(単独)	③平準化(広域化)
全 般		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画目標年度(H55)までに耐用年数を迎える施設の更新に係る費用を算出する。</li> <li>・ 更新事業を進めることで、整備水準及び耐震化率を高めるものとする。</li> <li>・ 事業費は「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引」(平成23年12月厚生労働省健康局水道課)により算出</li> </ul>		
浄水場	土木 ・ 建築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震補強済施設も更新する。</li> <li>・ 耐用年数：58年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震化施設の更新時期は、耐用年数に20年加算する。</li> <li>・ 更新時期：58年 78年(耐震化済)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ②と同様</li> <li>・ 広域化により使用しない施設の更新費用は計上しない。</li> </ul>
	機械 ・ 電気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討期間内に2回目の更新時期を迎える施設の費用も計上する。</li> <li>・ 直近の更新年度が不明な施設は建設当初のものとする。</li> <li>・ 耐用年数：16年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更新時期を耐用年数×1.5倍とする。</li> <li>・ 既経年化施設は今後5年間に分けて更新するものとする。</li> <li>・ 検討期間中に2回目の更新時期を迎える場合はその費用を計上する。</li> <li>・ 更新時期：24年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ②と同様</li> <li>・ 広域化により使用しない施設の更新費用を計上しない。</li> </ul>
配水池		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 築造年度が不明な施設は昭和50年とする。</li> <li>・ 耐用年数：58年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震化施設の更新時期は、耐用年数に20年加算する。</li> <li>・ 更新時期：58年 78年(耐震化済)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ②と同様</li> <li>・ 広域化により使用しない施設の更新費用は計上しない。</li> </ul>
管路		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 布設年度が不明な管路は更新時期を現在とする。</li> <li>・ 耐用年数：38年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ φ200未満及び耐震管(適合管含む)の更新時期を耐用年数×1.5倍とする。</li> <li>・ 既経年化管路は今後38年間に分けて更新するものとする。</li> <li>・ 更新時期：38年 57年(耐震化済)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ②と同様</li> </ul>

【更新事業費の試算】

※ 計画目標年度を平成 55 年度とし、平成 28 年度から平成 55 年度までの 28 年間で試算した。



## 4 財政運営・水道料金・費用負担等

### (1) 財政運営の基本方針

#### ① 財政収支の基本方針

- 水需要の減少に伴い、給水収益が減少する中で、広域化により経営の効率化、水道施設の最適化を図り、経営基盤を強化する。
- 水道施設や管路が老朽化する中で、積みあがった更新事業を計画的に実施するとともに、地域間の円滑な水融通を行うための広域水道施設を整備するための財源を確実に確保する。
- 国庫補助制度（10年間）を活用する平成37年度までは、各水道事業体ごとに区分経理を行い、事業体間の公平性を保つため、平成37年度における内部留保資金を料金収入の50%となるようにする。
- 平成38年度以降は、1事業体として一体経理を行い、平成55年度における内部留保資金を料金収入の50%となるようにするとともに、企業債残高を料金収入の3倍以内となるようにする。

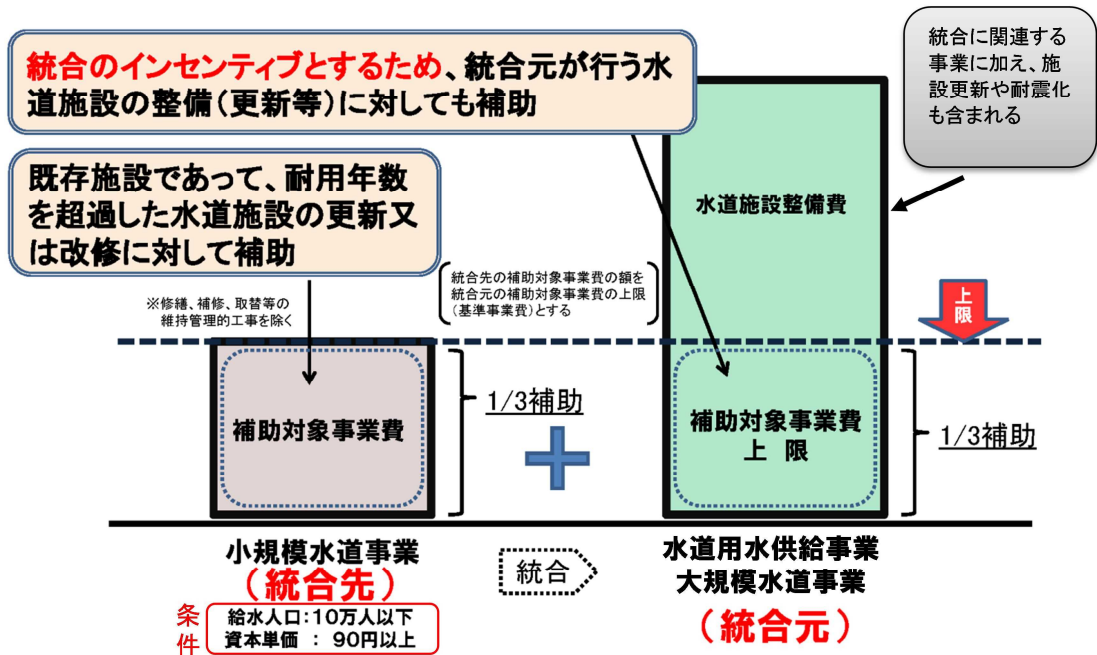
#### 【財政収支の試算条件】

	単独で事業継続した場合	広域化で事業統合した場合
目標年度	平成55年度(中間:平成38年度)	
検討対象	事業費(浄水場、配水池、管路)、浄水場運営費、水道職員数、人件費	
浄水場数	55浄水場(現況数)	26浄水場(香川用水エリア21、小豆エリア5)
広域化施設整備費		水道施設の効率的な運用のため、浄水場の統廃合をする上で必要となる施設の整備費を計上する。
水道施設更新事業費	平成55年度までに必要となる更新事業費を計上する。更新時期は以下のとおりとする。	
	浄水施設毎に費用を算出する。 (土木・建築)耐震化施設は法定耐用年数に20年加算する。 (機械・電気)法定耐用年数×1.5倍とする。検討期間中に2回目の更新時期を迎える場合はその費用を計上する。	費用算出条件は同左 統合後に運用しない浄水場の更新費は計上しない。
	耐震化施設は法定耐用年数に20年加算する。	費用算出条件は同左 統合後に運用しない配水池の更新費は計上しない。
	φ200未満及び耐震管(適合管含む)は法定耐用年数×1.5倍とする。	
補助金等	国庫補助金	なし
	一般会計繰出金	なし
運営費	動力費	有収水量1㎡当り単価×有収水量とする。
	委託費	現状の浄水場の委託費を計上する。
人件費	現状より規模の大きい更新事業を進めていかなければならない状況であり、当面は現状の人数で推移するものとして試算する。民間委託は考慮しない。	水道広域化促進事業費として交付要綱に基づき算出する。補助金過大計上しないため、補助対象額は小規模水道事業体の更新事業費(管路は基幹のみ)の75%を基準とする。
供給単価	①各年の損益(収益的収支)を料金収入の10%以上となるようにする。②各年の内部留保金を負としない。③平成55年度における内部留保金を料金収入の50%となるようにする。④平成55年度における企業債残高を料金収入の3倍以内となるようにする。⑤広域化の場合は区分経理最終年度の平成37年度における内部留保金を料金収入の50%程度となるようにする。 事業統合を行う場合は、国庫補助金、一般会計繰出金を考慮するケースを設定する。	

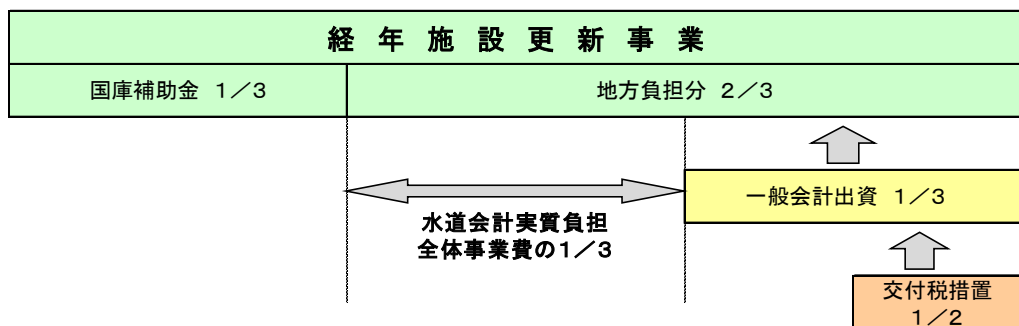
② 国庫補助金の活用の基本方針

- 広域化により、積みあがった更新事業を着実に実施し、円滑な水融通を行うための広域水道施設を整備するため、国庫補助制度である「水道広域化促進事業」を活用する。

【国庫補助制度(水道広域化促進事業)】



【水道広域化促進事業費のスキーム】



## 【更新事業費】

※ 水道広域化促進事業の実施期間は10年間を限度とされているため、H28～H37年度と仮定した。

	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	合計
高松市	6,441	6,615	4,967	4,488	4,160	2,922	2,730	3,103	3,107	3,744	42,276
丸亀市	1,997	2,163	2,411	1,596	1,222	1,858	485	604	468	2,225	15,031
坂出市	685	461	642	1,829	550	503	875	1,145	1,358	847	8,895
善通寺市	560	274	251	425	239	84	44	84	681	56	2,698
観音寺市	301	358	347	418	388	154	560	510	573	451	4,059
さぬき市	686	726	680	1,319	761	348	562	967	478	557	7,084
東かがわ市	816	777	903	792	784	310	205	591	397	376	5,951
三豊市	1,041	1,113	1,212	1,462	1,467	598	495	640	644	681	9,351
土庄町	1,446	1,269	1,011	1,011	1,011	375	305	230	230	302	7,185
小豆島町	404	404	738	404	404	27	27	49	266	345	3,067
三木町	200	200	292	200	200	244	291	200	201	200	2,225
宇多津町	4	4	4	4	4	4	66	4	91	353	537
綾川町	427	836	467	509	398	69	1,316	69	404	69	4,563
琴平町	2	12	2	2	2	2	130	6	22	16	196
多度津町	164	170	176	164	165	39	215	48	60	49	1,251
まんのう町	254	254	254	254	254	179	1,392	179	179	179	3,379
県水道局	2,596	3,826	2,734	2,596	2,783	1,418	1,668	1,050	1,152	981	20,804
小豆地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	18,023	19,459	17,091	17,473	14,791	9,133	11,364	9,479	10,310	11,431	138,554
□ 資本単価が90円以上となる補助対象小規模事業者										補助対象小規模事業者の計	59,905

## 【国庫補助金】

※ 補助金を過大計上しないため、口径150mm以下の管路、布設年度の不明の管等を補助対象事業から除外して算定した。

### ◆小規模事業体分

(百万円)

事業体名	補助金	備考
坂出市	1,181	
善通寺市	354	
観音寺市	536	
さぬき市	938	
東かがわ市	788	
三豊市	1,240	
土庄町	952	
小豆島町	403	
三木町	290	
宇多津町	0	資本単価90円未満
綾川町	604	
琴平町	22	
多度津町	160	
まんのう町	442	
計	7,910	小規模水道事業者分 ＝大規模水道事業者分

### ◆大規模事業体分

(百万円)

事業体名	補助金	備考
広域施設	5,837	集中監視施設を除く
高松市	1,122	
丸亀市	397	
県水道局	554	
計	7,910	

③ 一般会計繰出金の基本方針

- 水道広域化促進事業の財源として、一般会計繰出金を補助金と同額見込む。
- 広域水道施設整備事業分の各事業体ごとの負担割合は、全体の 50%を有収水量按分とし、残りの 50%をブロック別の事業費按分とする。

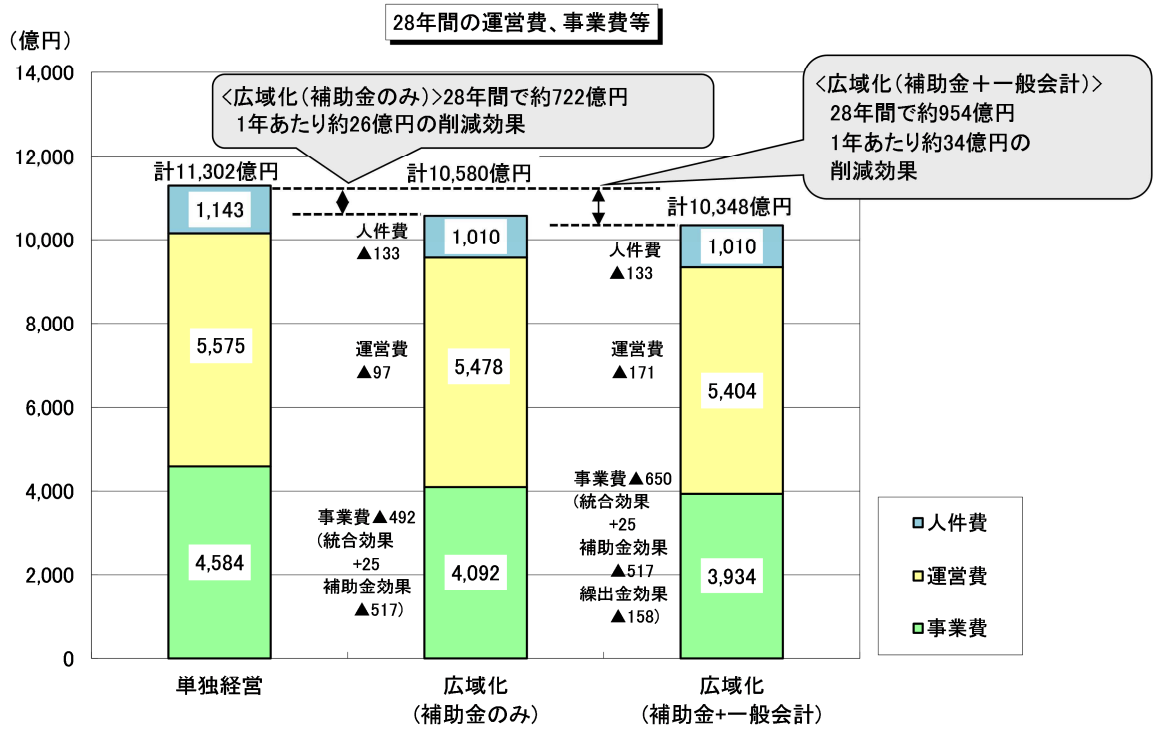
【一般会計繰出金】

(千円)

市町名	経年施設 更新事業分 (小規模事業者)	統合関連事業分			一般会計 繰出金合計 (10年間)
		施設整備分 (大規模事業者)	広域水道施設 整備事業分	計	
高松市		1,122,000	957,163	2,079,163	2,079,163
丸亀市		397,000	448,009	845,009	845,009
坂出市	1,181,000		232,594	232,594	1,413,594
善通寺市	354,000		119,020	119,020	473,020
観音寺市	536,000		167,065	167,065	703,065
さぬき市	938,000		681,772	681,772	1,619,772
東かがわ市	788,000		486,352	486,352	1,274,352
三豊市	1,240,000		220,049	220,049	1,460,049
土庄町	952,000		57,380	57,380	1,009,380
小豆島町	403,000		63,643	63,643	466,643
三木町	290,000		60,163	60,163	350,163
宇多津町	0		77,531	77,531	77,531
綾川町	604,000		56,452	56,452	660,452
琴平町	22,000		41,489	41,489	63,489
多度津町	160,000		106,444	106,444	266,444
まんのう町	442,000		36,885	36,885	478,885
香川県		554,000	2,025,108	2,579,108	2,579,108
計	7,910,000	2,073,000	5,837,119	7,910,119	15,820,119

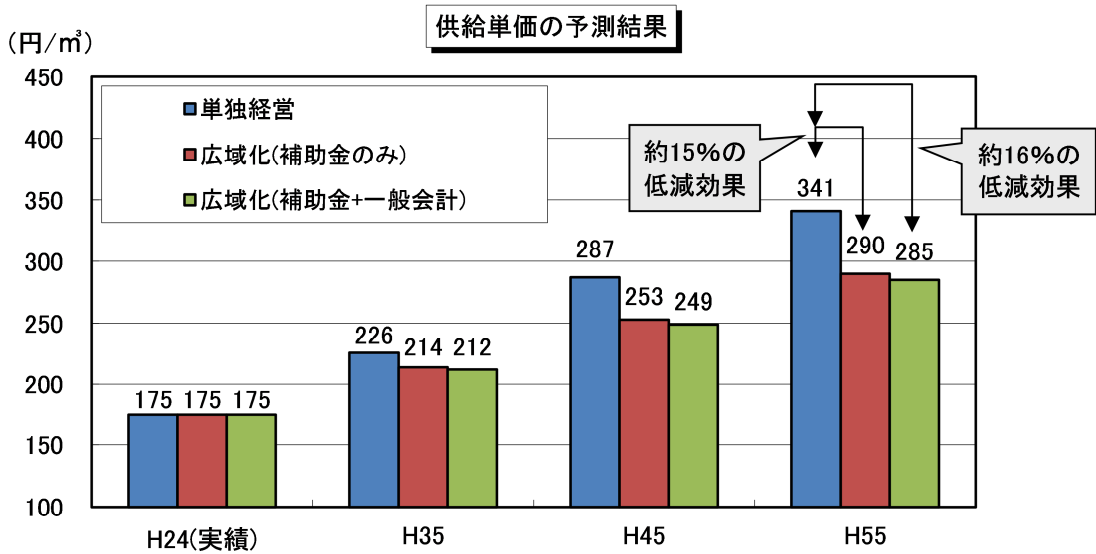
※(交付税措置)一般会計からの繰出金の0.5が普通交付税により措置される。

【運営費・事業費の見通し】



※四捨五入の関係で計が一致しない場合がある

【供給単価の見通し】





## (2) 水道料金の基本方針

- 平成 37 年度末までは、現状の水道事業体ごとの料金体系を用い、旧水道事業体の区分経理ごとに水道施設更新事業の費用と収益のバランスを確認しながら、水道料金の値上げを確実に実施することとする。
- 広域水道施設整備事業終了後の平成 38 年度を目途に水道料金を統一する。
- 水道料金の統一にあたっては、料金体系の統一を行う必要があることから、需要者が最も多い高松市の料金体系を軸に統一することを基本とする。

### 【水道料金イメージ】

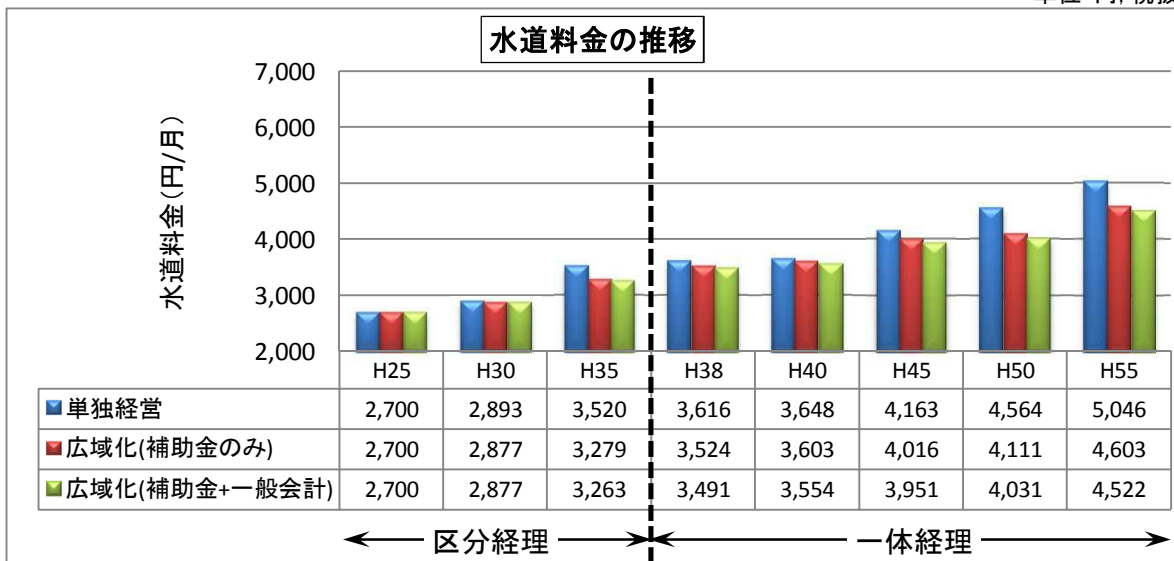
現時点で 10 年以上先である平成 38 年度以降の統一水道料金を算定することは困難であるが、ここでは水道料金のイメージとして、仮に県内の年間給水量の 38%を給水する高松市の現行の料金体系を適用した場合を示す。

(注)「単独経営」の水道料金は、すべての水道事業体が単独経営を続ける場合をシミュレーションしたものであり、他の水道事業体が事業統合した中で、事業統合に参加せず単独経営を継続する場合の水道料金は、香川用水を受水している水道事業体においては、受水単価が「広域化」の供給単価により近いものとなる影響を受けるため、「単独経営」よりも上昇することになる（香川用水を 100%受水している場合は、「広域化」と同等の水道料金となるものと考えられる。）。

◆ 事業体別水道料金のイメージ（家庭用20m<sup>3</sup>使用）

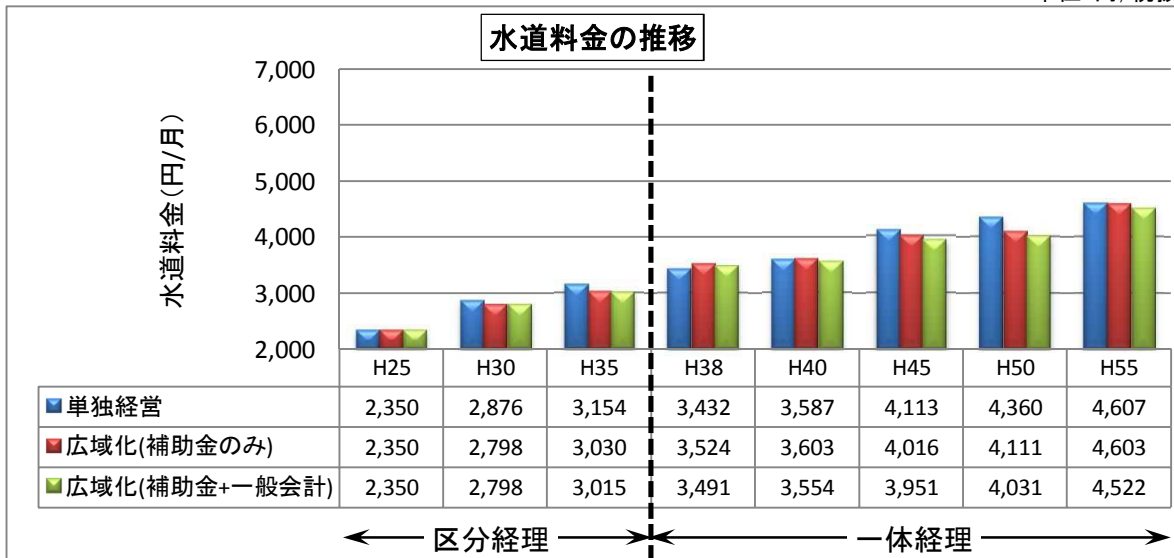
◎ 高松市

単位：円, 税抜



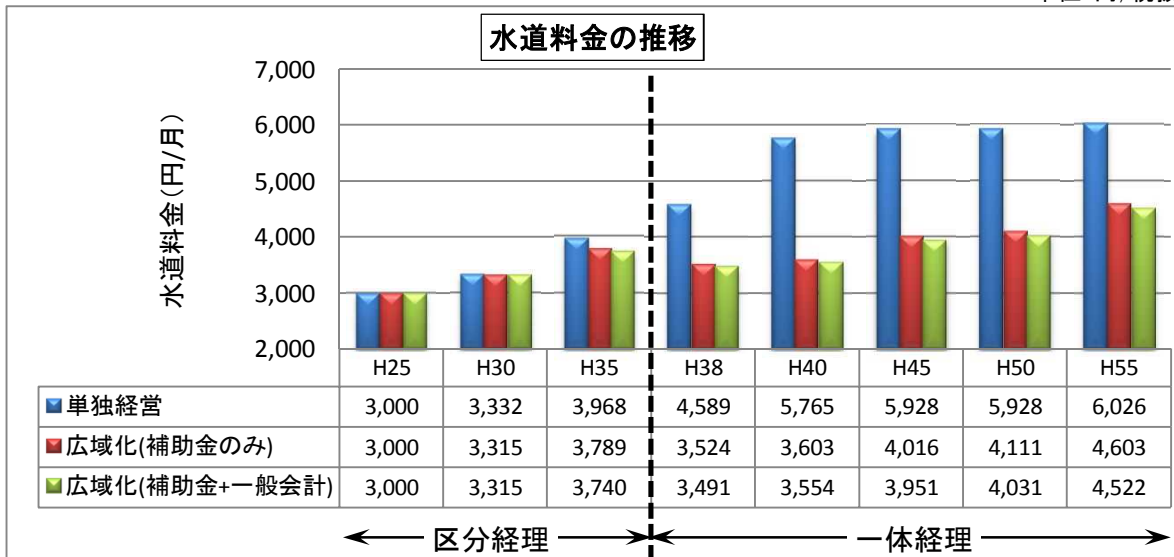
◎ 丸亀市

単位：円, 税抜



◎ 坂出市

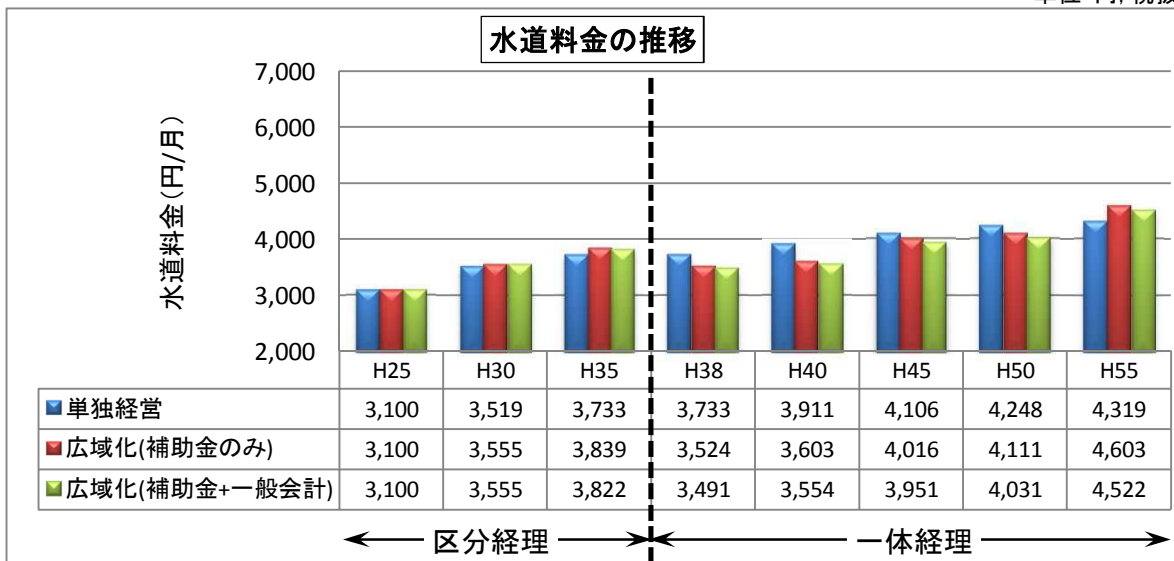
単位：円, 税抜



◆ 事業体別水道料金のイメージ（家庭用20m<sup>3</sup>使用）

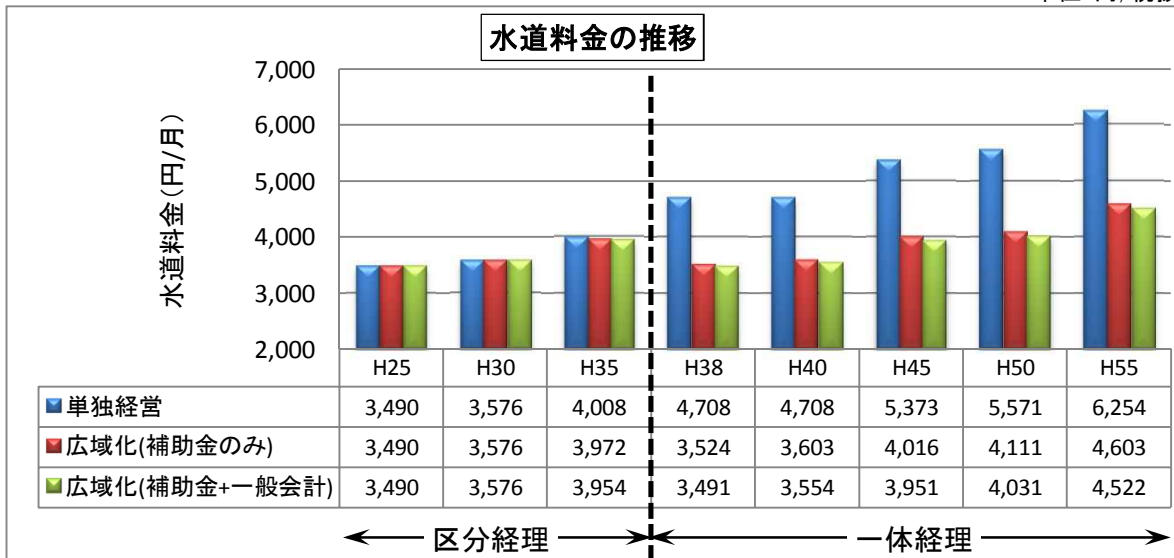
◎ 善通寺市

単位：円, 税抜



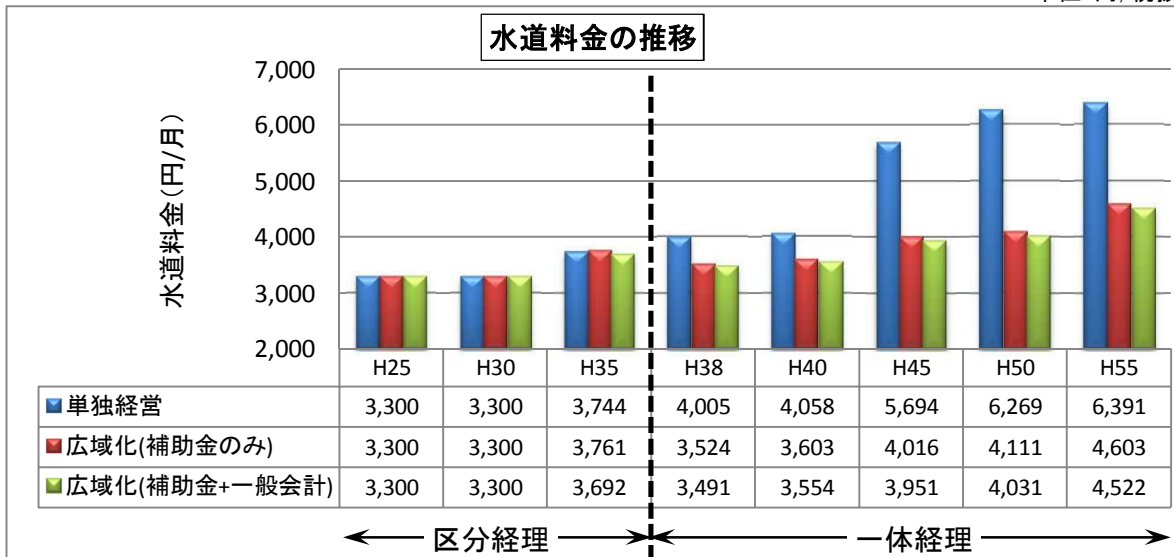
◎ 観音寺市

単位：円, 税抜



◎ さぬき市

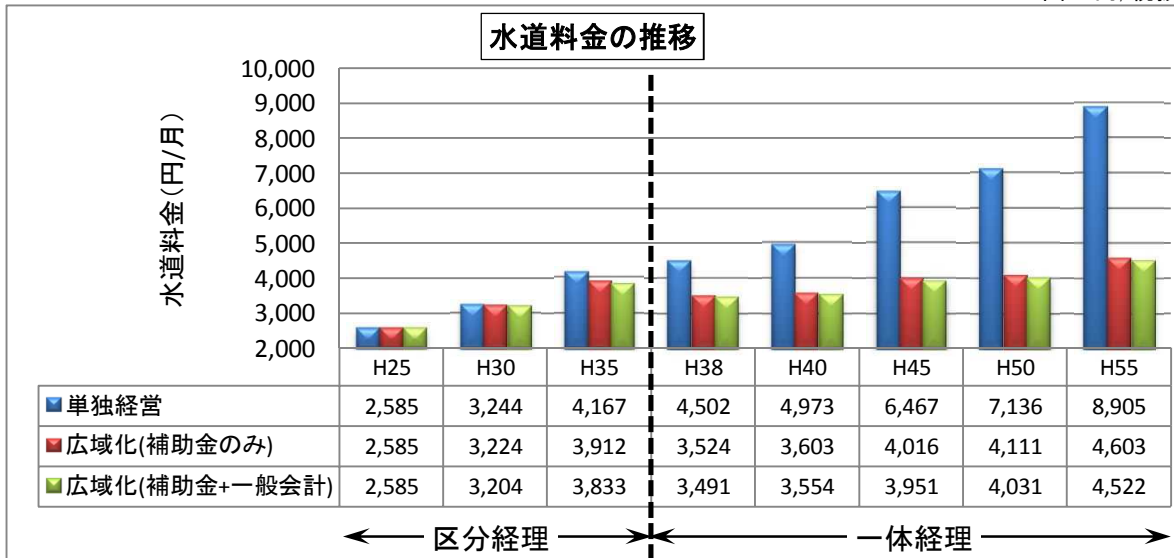
単位：円, 税抜



◆ 事業体別水道料金のイメージ（家庭用20m<sup>3</sup>使用）

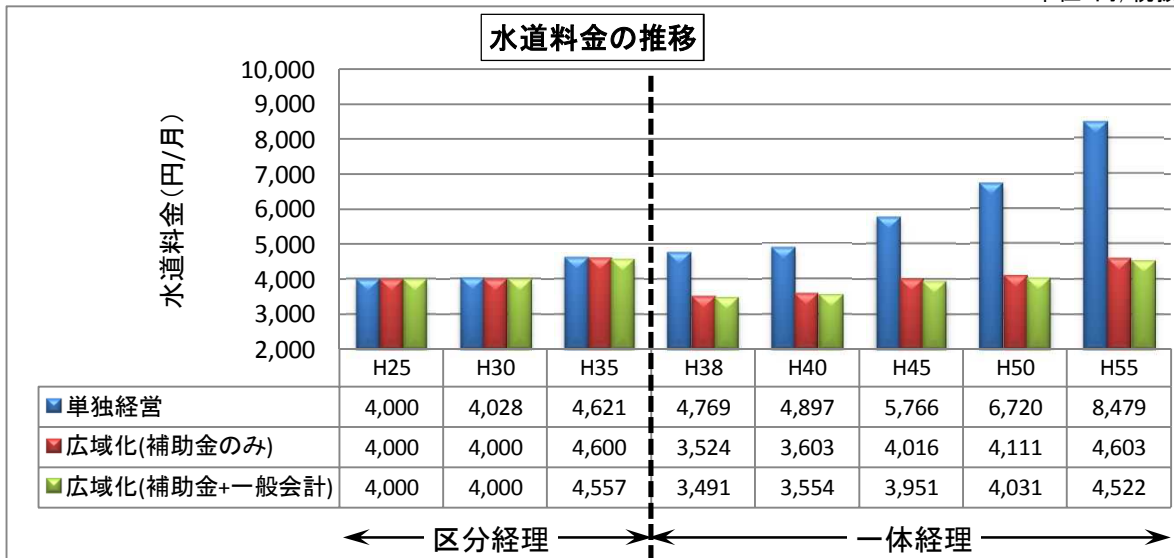
◎ 東かがわ市

単位：円, 税抜



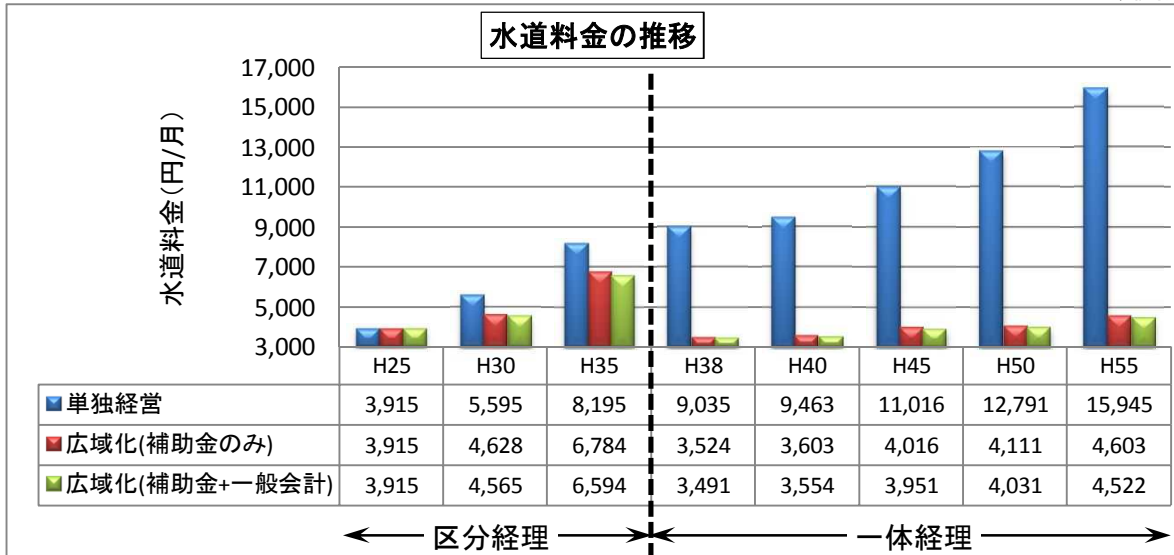
◎ 三豊市

単位：円, 税抜



◎ 土庄町

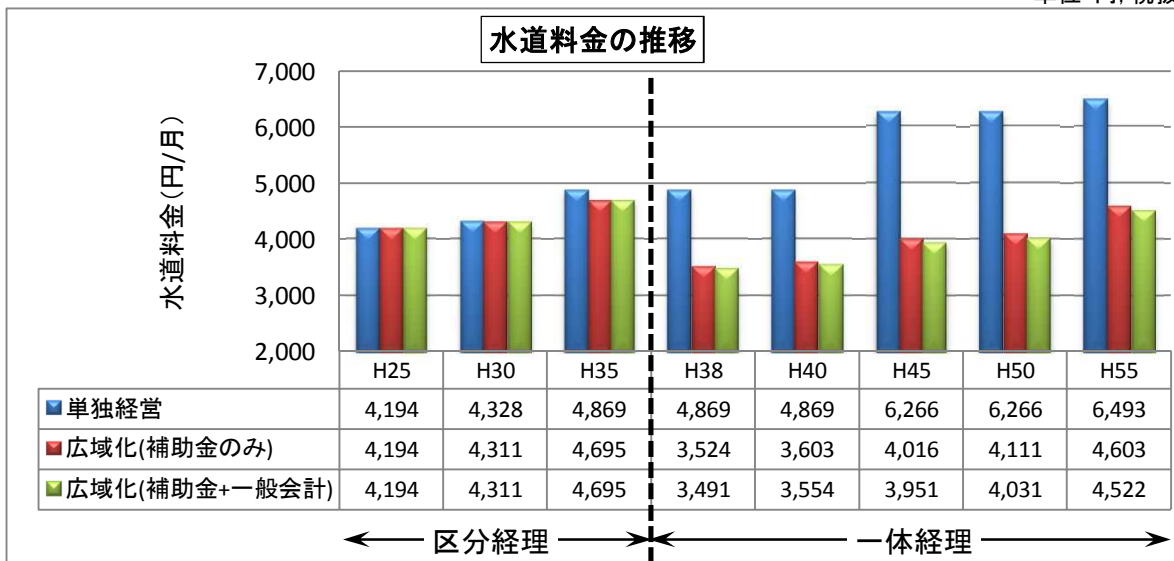
単位：円, 税抜



◆ 事業体別水道料金のイメージ（家庭用20m<sup>3</sup>使用）

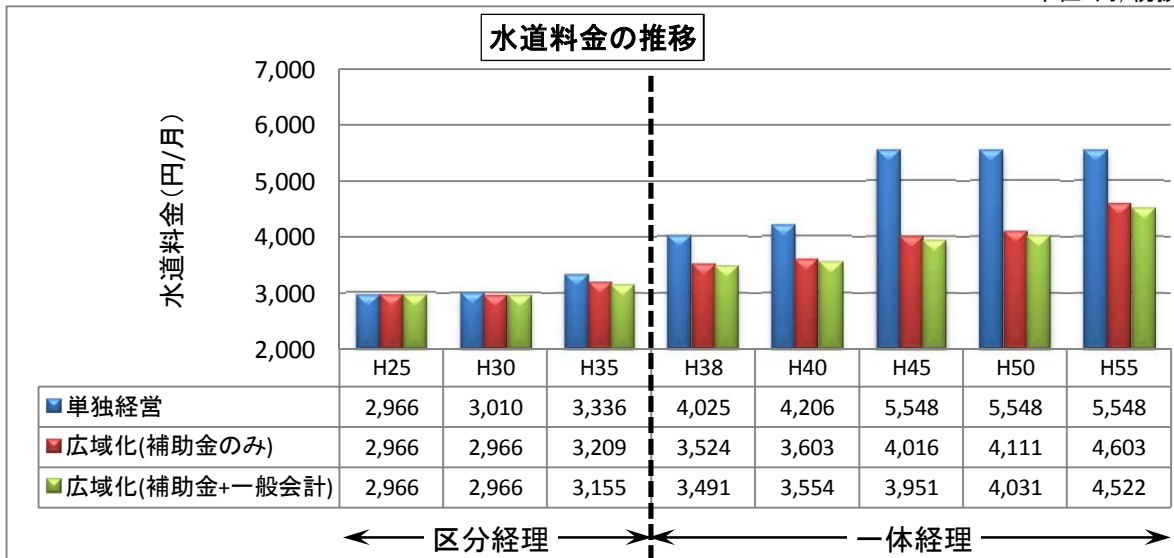
◎ 小豆島町

単位：円, 税抜



◎ 三木町

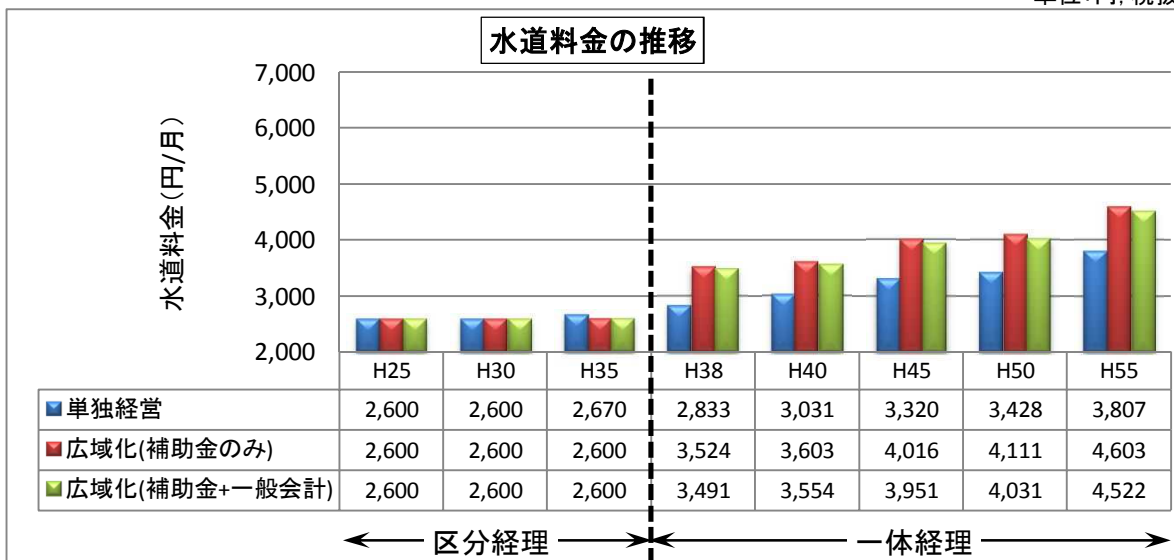
単位：円, 税抜



◎ 宇多津町

(※P. 16の(注)を参照のこと)

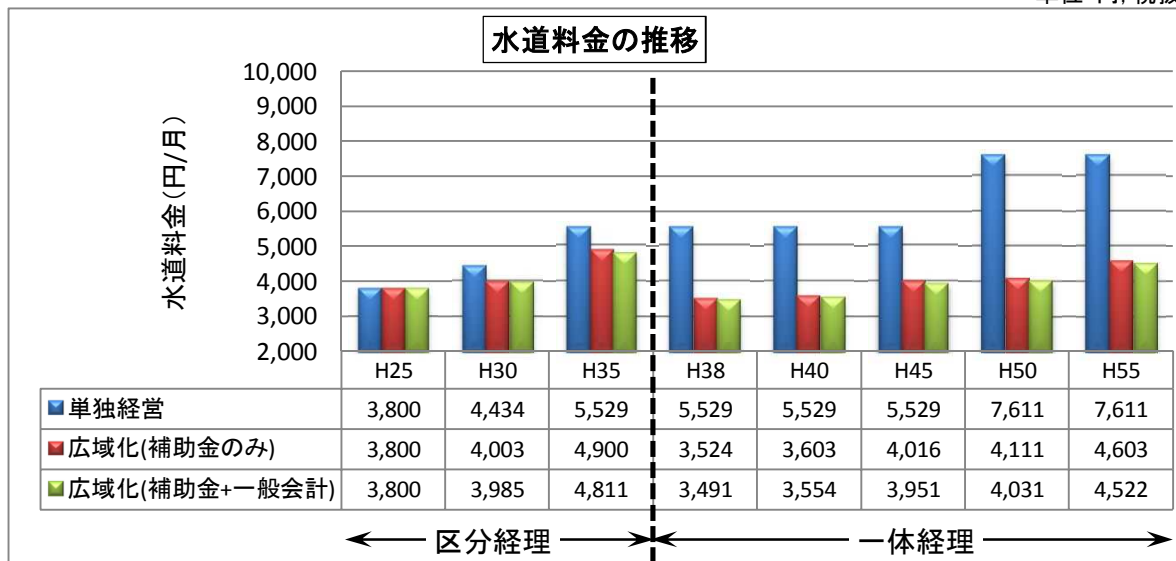
単位：円, 税抜



◆ 事業体別水道料金のイメージ（家庭用20m<sup>3</sup>使用）

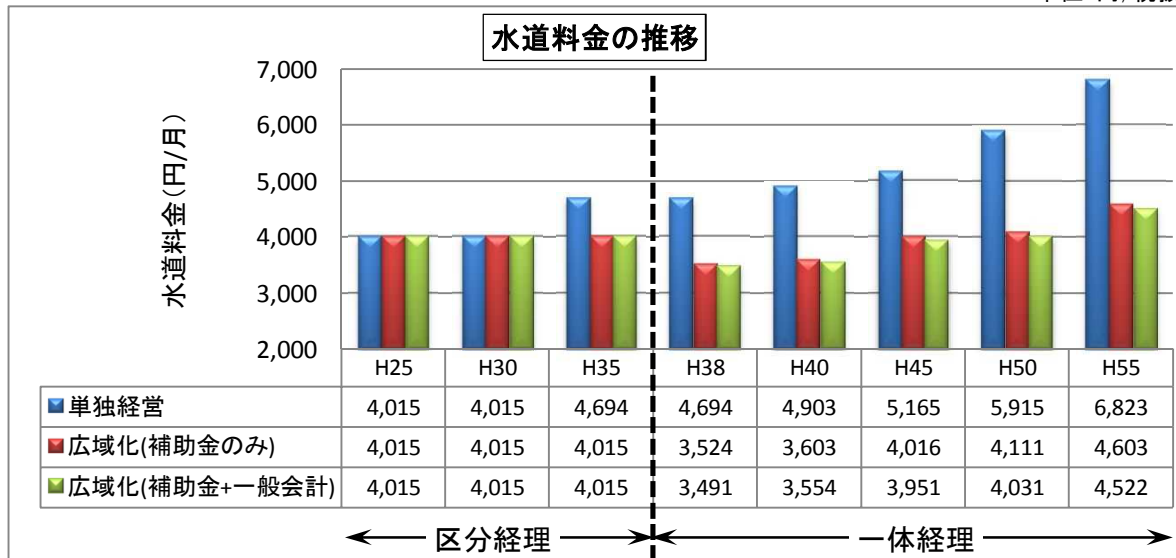
◎ 綾川町

単位：円, 税抜



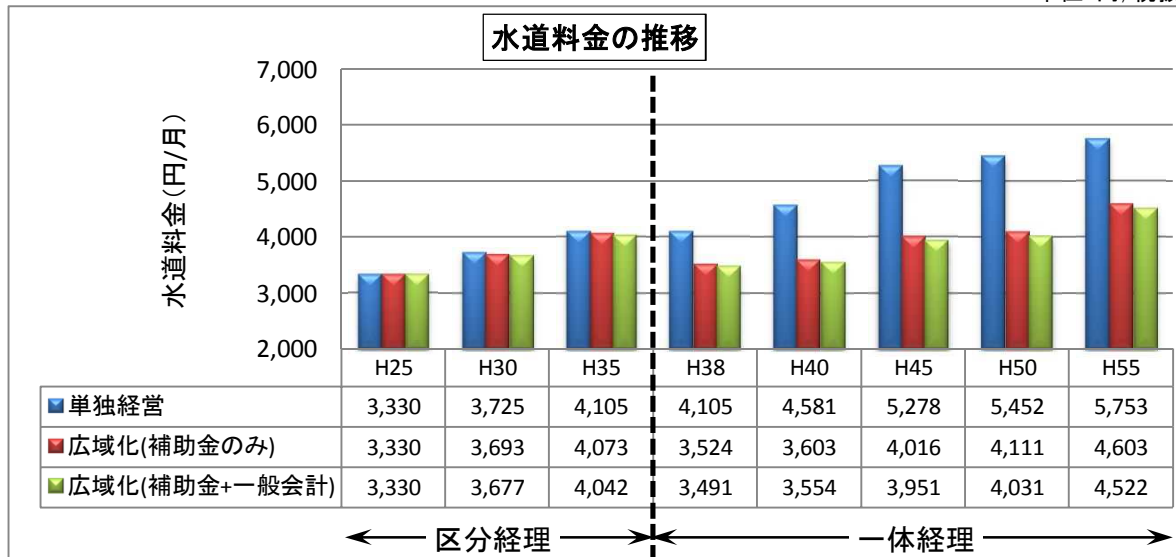
◎ 琴平町

単位：円, 税抜



◎ 多度津町

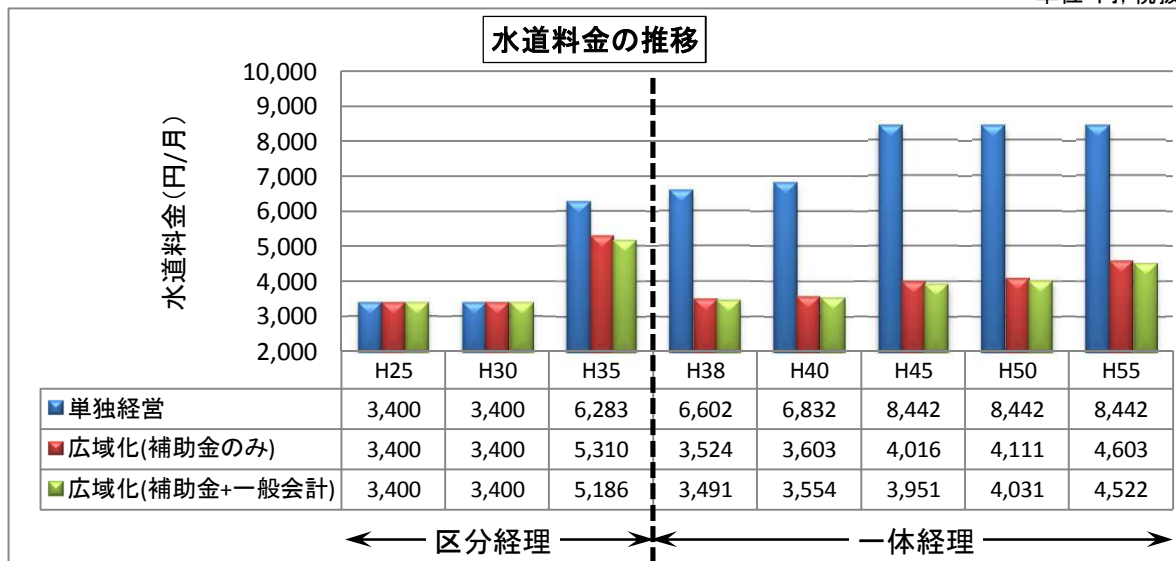
単位：円, 税抜



◆ 事業体別水道料金のイメージ（家庭用20m<sup>3</sup>使用）

◎ まんのう町

単位：円, 税抜



### (3) 費用負担の基本方針

- 国庫補助を受けて水道広域化促進事業（経年施設更新事業と統合関連事業）を実施する場合の財源措置として、一般会計繰出金の繰出しをルール化する。
- 統合後の収益的収支の不足額の負担については、本来、料金値上げにより対応することが基本であることや一般会計側の財政状況に鑑みて、負担の方針は定めない。
- 内部留保資金、企業債未償還残高ともに、事業体間の格差は現存するが、統合時に格差を是正するための一般会計等からの補填は行わない。
- 区分経理において各事業体が共同して負担すべき費用の負担区分は、基本的には、各事業ごとの有収水量割りとする。ただし、これに拠ることが極めて不合理であると認められる場合には、別途検討するものとする。

### (4) 資産等の取扱いの基本方針

- 企業団は、廃止するすべての事業の統合先、集合体という位置付けであるため、各地の先進事例を踏まえ、各水道事業体の事業の用に供している資産、資本及び負債は、すべて統合事業体である企業団に無償で引き継ぐことを基本とする。



## 5 簡易水道事業・工業用水道事業・下水道事業の取扱い

### (1) 簡易水道事業の取扱いの基本方針

- 有利な国庫補助や起債が適用される離島簡易水道事業を除き、基本的には企業団設立時までに簡易水道事業を各市町の上水道事業に事業統合するものとする。
- 各市町の上水道事業に統合された簡易水道事業若しくは地方公営企業法の全部を適用している簡易水道事業は、企業団に引き継ぐものとする。
- 上水道事業に統合していない簡易水道事業は、市町からの依頼に基づき、企業団が市町から委託を受けて運転・管理等を行い、当該受託事業に要する経費は、委託を行う市町の負担とする。

### (2) 中讃地区工業用水道事業の取扱いの基本方針

- 県営水道用水供給事業と一体の施設等があることから、その効果的・効率的な運営のために、広域水道事業と一体的に管理運営するものとする。
- 水道事業会計とは別会計で処理することとし、共通経費の負担割合について、給水収益等の比率で按分するなど、あらかじめ取り決めておくものとする。

### (3) 下水道事業の取扱いの基本方針

- 各市町の都市計画等に基づいて行われる事業であることや、事業の財源も公費が大きな割合を占めることなどから、企業団に移管して運営は行わない。
- 料金部門や給排水設備部門など窓口サービス、管きょ維持管理部門や水質管理部門など水道事業と類似する業務があり、5市3町で上水道事業と下水道事業の組織統合が行われている趣旨を踏まえて、企業団において一元的に処理することが可能な業務については、市町からの委託を受けて実施する。

## 6 広域化の方法・時期

### (1) 広域化の方法に関する基本方針

- 香川県水道広域化協議会中間とりまとめ（平成 25 年 2 月）のとおり、参画する市町等で構成する企業団を設立し、各構成団体の水道事業と用水供給事業を廃止して事業統合を行う。
- 事業統合をしない市町等のうち、経営統合を希望する市町等は、企業団の設立に参画するものとする。
- 事業統合をしない市町等のうち、業務の共同化を希望する市町等は、企業団の設立に参画しないものの、企業団の設立準備の段階から、共同化を希望する業務について準備協議会等と協議するものとする。
- 広域水道事業の開始後、新たに水道事業の事業統合、経営統合または業務の共同化を希望する場合には、随時協議を行い、できる限り参画できるよう調整・協力するものとする。

### (2) 広域化の時期に関する基本方針

- 当協議会において、本年秋口にも広域水道事業及びその事業体に関する基本的事項をとりまとめ、できるだけ早期に各市町等において広域化への参画について判断し、来春には、参画する市町等で構成する香川県広域水道事業体設立準備協議会（仮称）を設置して、企業団の設立準備を開始する。  
企業団の設立時期は、準備協議会設置後、2～3年を目途とする。

時 期	事 項
平成 26 年 9 月 ～10 月	県広域水道事業体検討協議会において広域水道事業および事業体の基本的事項について合意
平成 27 年 3 月	県、関係市町議会において香川県広域水道事業体設立準備協議会（仮称）設置協議及び協議会規約の議案の議決 知事、関係市町長により広域化基本協定書の締結（調印）
平成 27 年 4 月	香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の告示 総務大臣あて準備協議会設置の届出
	（2～3 年間、準備作業）
2～3 年後	県、関係市町議会において香川県広域水道企業団（仮称）設置議案の議決、総務大臣の設置許可により企業団を設立